豊田市みどりのまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則(昭和45年規則第34号)に定める もののほか、優良な緑化事業に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるも のとする。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、豊田市の市街化区域内及び市街化調整区域内の既存集落に存在する敷地及び建築物(以下「敷地等」という。)において優良な緑化事業を行う市民及び団体に対し、その費用の一部を補助することにより、当該緑化事業を促進し、もって緑豊かな環境の創出及び都市環境の改善を図ることを目的とする。

(定義)

- 第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (1)緑化施設 植栽その他の緑化のための施設及びこれに附属して設けられる園路、 土留その他の施設のうち、この要綱の規定による補助金の交付を受けて設置する ものをいう。
 - (2) 緑化事業 緑化施設の設置を行うことをいう。
 - (3) 都心中心部 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第34条第1項の規定により定めた緑化地域をいう。
 - (4) グリーンプロムナード 都市計画道路(以下「(都)」という。)豊田市停車場線、(都)公園線、(都)竹生線、(都)昭和町線、(都)久澄橋の各路線の一部の 区域その他市長が別に定める区域をいう。
 - (5) 屋上緑化 建築物の屋上又は屋根における緑化事業をいう。
 - (6)壁面緑化 建築物の外壁における緑化事業をいう。
 - (7) 空地緑化 建築物その他の構造物の水平投影部分以外の部分における緑化事業 のうち、駐車場緑化及び生垣設置以外のものをいう。
 - (8) 駐車場緑化 駐車場における緑化事業をいう。
 - (9) 生垣設置 樹高のほぼ均一な樹木を列植した垣根の設置をいう。
 - (10)緑化面積 緑化施設の面積をいう。
 - (11) 植栽面積 緑化面積のうち、樹木によるものをいう。
 - (12)組織申請 所有者の異なる敷地が5以上連続し、かつ、その所有者のうちの 1人を代表とする組織が行う緑化事業に係る申請をいう。
 - (13) 緑化率 緑化面積の敷地面積に対する割合をいう。
 - (14) 植栽率 植栽面積の緑化面積に対する割合をいう。

(補助事業)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる 緑化事業とする。
 - (1) 都心中心部の敷地等を除く市街化区域内の敷地等又は市街化調整区域内の既存

集落に存在する敷地等において行う、別表第1に定める規模の緑化事業

- (2) 都心中心部の敷地等において行う、別表第2に定める規模の緑化事業
- (3) グリーンプロムナードに接する敷地等において行う、別表第3に定める規模の 緑化事業
- 2 補助事業は、次に掲げる要件を満たさなければならない。
- (1) 別表第4に掲げる評価項目を、1以上満たすこと。ただし、次号の場合にあっては緑化率を、第4項ただし書きの場合にあっては面積又は延長及び緑化率を、 当該評価項目から除くものとする。
- (2)緑化施設に係る建築物が都心中心部にある場合で、当該建築物(敷地面積が5 00平方メートル以上のものに限る。)の新築又は増築(都市緑地法第35条第 1項に規定する新築又は増築をいう。)を行うときは、豊田市緑化推進条例(平 成24年条例第5号)第5条に規定する緑化率等の最低限度を満たすこと。
- (3)第6条第1項の規定による補助金の交付を申請し、第7条第1項の規定による 交付決定通知書の決定日以降に事業に着手し、及び第11条に規定する事業実績 報告の手続を完了させることができるものであること。
- (4)補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)と緑化施設の管理者(以下「管理者」という。)が同一者であること。この場合において、申請者と管理者との間で、管理者が当該緑化施設の管理義務を負う旨の取決めがなされているときは、申請者と管理者を同一者とみなすことができるものとする。
- (5) 申請者と緑化施設の存する敷地等の所有者とが異なる場合は、当該敷地等の所有者の承諾が得られること。
- 3 前項の規定にかかわらず、緑化事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助事業としない。
- (1) 国、地方公共団体その他これらに準ずる団体が管理する敷地等において行うも のであるとき。
- (2)緑化工法、緑化資材等の営業を目的としたものであるとき。
- (3)土地及び建物に定着しない移動可能な緑化施設によるものであるとき。
- (4)過去にこの要綱に基づく補助を受けて緑化施設を設置した箇所に、再度緑化施設を設置するものであるとき。
- (5) 他の法令等により助成等を受けているものであるとき。
- (6)水流、池の設置及び植栽した個体の生育期間が、1年ないし2年程度しか見込めないものであるとき。
- (7) 市税を滞納している申請者が行うものであるとき。
- (8) その他市長が補助金の交付が適当でないと認めるものであるとき。
- 4 緑化事業を行う敷地等(都心中心部の敷地等を除く。)について他の法令等による緑化義務が存する場合は、その義務の範囲内に限り、補助対象事業としないものとする。ただし、工場立地法(昭和34年法律第24号)第4条第1項に規定する準則において定められた緑地面積率及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合をいずれも2パーセント以上上回る場合は、この限りでない。

(補助対象経費等)

- 第5条 補助対象経費及び補助金の額は、別表第1、別表第2及び別表第3に定める とおりとする
- 2 前項の規定にかかわらず、別表第1に係る補助金の額が10万円未満の場合は、 これを交付しないものとする。
- 3 敷地等において複数の緑化事業を行う場合は、それぞれの緑化事業に係る補助金 を合算するものとする。
- 4 前項の場合において、当該補助金の合算額については、次の各号に掲げる区分に 応じ、当該各号に定める額を限度とする。
- (1) 別表第1に定める規模の緑化事業 500万円
- (2) 個人で行う別表第2に定める規模の緑化事業 500万円
- (3)組織で行う別表第2に定める規模の緑化事業 600万円
- (4) 個人で行う別表第3に定める規模の緑化事業 800万円
- (5)組織で行う別表第3に定める規模の緑化事業 900万円
- 5 補助金の額の確定に当たっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、 これを切り捨てるものとする。
- 6 交付対象経費には消費税及び地方消費税(以下、消費税等)は含まないものとする。ただし、次の各号に掲げる申請者にあっては、消費税等を交付対象経費に含めて交付金額を算定することができる。
- (1)個人事業者ではない個人
- (2)消費税法における納税義務者とならない事業者
- (3) 免税事業者
- (4)簡易課税事業者
- (5) 国もしくは地方公共団体 (特別会計を設けて事業を行う場合に限る。)、消費税 法別表3に掲げる法人
- (6) 国又は地方公共団体の一般会計である事業者
- (7) 課税事業者のうち、課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確 定後の返還を選択する事業者

(補助金の交付申請)

- 第6条 申請者が補助金の交付を受けようとするときは、みどりのまちづくり推進事業補助金交付申請書(様式第1号。以下、「申請書」という。)に別表第5に定める書類を添付し、交付対象事業に着手する前に市長に提出しなければならない。ただし、次条に定める全体設計の承認を受けた事業は、交付決定前に着手することができる。
- 2 市長は、前項の申請書が提出される時点において、当該年度の予算の範囲を超過 する場合又は超過するおそれがある場合には、当該申請書の受理を拒否することが できるものとする。

(全体設計承認)

第6条の2 申請者は、事業期間が複数年度にわたる事業を実施しようとするときは、

事業着手前に、みどりのまちづくり推進事業補助金交付対象事業全体設計承認申請 書(様式第17。以下「全体設計承認申請」という。)を市長に提出し、その承認 を受けることができる。

- 2 市長は、新築又は改築する建築物の一部として整備する緑化施設の工事であって、緑化施設の部分の設計を分割することが困難又は著しく不経済であり、建築物の工事と一括して施行することが妥当である場合など、やむを得ないものに限って承認するものとする。
- 3 第1項の承認は、交付対象事業として決定することを前提とした承認ではなく、 設計内容等を協議する趣旨であるので、将来交付対象事業として認定されなかった 場合は、申請者の経費で支弁する旨を表示するものとし、その他必要があると認め るときは条件を付することができるものとする。
- 4 市長が第1項の承認をしたときは、その旨を速やかに全体設計の承認を受けよう とする者に通知しなければならない。
- 5 全体設計の承認を受けて交付決定前に事業を実施したもの、又は現在実施中の事業に係る補助金の申請をするときは、申請書の下部の余白に備考欄を設け、次の(1)~(3)の事項を記載するとともに所定の書類の他に(4)~(5)の書類を添付すること。
- (1)全体設計承認申請による承認年月日及び当該年度事業費
- (2) 着手年月日及び完了(予定)年月日
- (3) 既に交付決定を受けた額及び交付決定年月日
- (4) 全体設計承認申請書及び承認通知書の写
- (5) その他必要と認める書類

(補助金の交付決定)

- 第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、その内容を 審査し、補助金の交付を適当と認めたときは交付の決定をし、みどりのまちづくり 推進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとす る。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付を申請した者が次のいずれかに 該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。
- (1) 法人等(法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。
- (2) 暴力団員又は暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)がその法人等の経

営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

- (3) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。
- (4) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であること を知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(事業計画の変更)

- 第8条 申請者は、前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後において補助事業の内容を変更しようとするときは、みどりのまちづくり推進事業計画変更承認申請書(様式第3号)に、別表第5に定める書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により補助事業の内容の変更の申請があったときは、その内容を審査し、第7条第1項の規定による決定を変更することができる。
- 3 前項の場合において、補助金の額に変更を生ずるときは、変更後の補助金の額は、変更前の補助金の額を超えることができないものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により変更を承認したときは、みどりのまちづくり推進事業補助金変更決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。 (補助事業の中止又は廃止)
- 第9条 申請者は、第7条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた後において、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、みどりのまちづくり推進事業中止・廃止承認申請書(様式第5号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の中止又は廃止を承認したときは、みどりのまちづくり推進事業中止・廃止承認通知書(様式第6号)により、申請者に通知するものとする。

(表示板の設置)

第10条 補助金の交付決定を受けた申請者は、豊田市みどりのまちづくり推進事業によって緑化事業を実施した旨を表示した表示板を、事業完了の日から次条に規定する事業完了報告の日までの間に、当該緑化事業に係る緑化施設が存する敷地内の不特定多数の者が判読できる箇所に設置しなければならない。

(事業実績報告)

第11条 補助金の交付決定を受けた申請者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月10日(同

日が豊田市の休日を定める条例(平成元年条例第61号)第2条に規定する市の休日に当たるときは、その直前の休日以外の日)のいずれか早い期日までに、みどりのまちづくり推進事業実績報告書(様式第7号)に別表第5に定める書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金交付額の確定)

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書が提出されたときは、その内容を審査 し、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付目的に適合する ものであるかどうかを確認し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定 し、みどりのまちづくり推進事業補助金交付額確定通知書(様式第8号)により、 申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

- 第13条 前条の確定通知を受けた申請者は、豊田市予算決算会計規則(昭和63年 規則第23号)第108条に規定する請求書(同規則様式第29号その3)を、市 長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、速やかに補助金を交付するものとす る。

(市ホームページでの公開)

- 第14条 市長は、前条の規定により補助金を交付した後、速やかに当該補助事業に 係る申請の概要及び第11条の実績報告書に添付された市ホームページ公開用写真 データを、市のホームページにより公開するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、申請者が申請時において氏名及び住所の公開を希望しない旨を事業計画書に記載した場合は、これらを公開しないことができる。

(樹木等の管理)

第15条 補助金の交付を受けた申請者は、事業が完了した後においても、善良な管理者の注意をもって樹木等の健全な育成及び管理に努めなければならない。

(状況確認)

- 第16条 市長は、補助金の交付を受けた申請者にあらかじめ通告した上で、補助事業を実施した敷地等に立ち入り、その状況を確認することができる。
- 2 市長は、前項の目的を達成するために必要と認めるときは、補助金の交付を受けた申請者に、みどりのまちづくり推進事業補助金交付対象緑化施設状況報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添付して、提出させることができる。この場合において、提出させる書類の部数は、1部とする。
- (1)補助事業の実施場所の位置図
- (2)補助事業の状況が分かる写真
- (3) 市ホームページ公開用写真データ
- 3 第14条第1項及び第2項の規定は、前項の状況報告書の提出があった場合に準用する。

(補助金の返還等)

第17条 市長は、補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当す

るときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、みどりのまちづくり推進 事業補助金交付決定取消通知書(様式第10号)により、申請者に通知するととも に、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第4条第2項の要件を欠くこととなったとき、同条第3項のいずれかに該当することが判明したとき又は同条第4項の規定に違反したとき。
- (3)補助を受けた緑化施設を、故意に破壊し、又は緑化施設以外の用途に転用したとき。
- (4) 申請時に選択した別表第4に定める評価項目の全てを欠いたとき。
- (5) 正当な理由なく、前条第1項の規定による状況確認又は同条第2項の規定による状況報告書の提出を拒んだとき。
- (6) 前条第1項の規定による状況確認又は同条第2項の規定による状況報告書により、緑化施設の維持管理に著しい瑕疵があると認められたとき。
- (7) 第7条第2項各号のいずれかに該当する者であることが判明したとき。

(財産の処分の制限)

- 第18条 補助金の交付を受けた申請者は、補助事業により取得した財産を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、又は担保に供してはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数若しくはそれに準ずるものと認められる期間を経過した場合又は市長が承認した場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項ただし書きの規定に基づいて財産を処分したことにより補助金の交付を受けた申請者に収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

(委任)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都市整備副部長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年8月2日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同 日後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成24年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成29年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同 日後も、なおその効力を有する。

附則

1 この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に この要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同 日後も、なおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第4条及び第5条関係)

補助対象規模、補助対象経費及び補助金額

緑化事業 の 区 分	補助対象 規模	補助対象経費	補助金額
屋上緑化	 緑 化 面積が	 緑化事業に係る工事費のう	補助対象経費の1/2
壁面緑化	│ 面 積 が │ 5 O ㎡ │ 以上	ち、植栽、植栽基盤整備(土 壌、軽量土、土壌改良材及び 防根層を含む。)、灌水施設整 備、園路整備及び第10条の	以内の額とし、緑化対象面積に1㎡当たり3万円を乗じて得た額を限度とする。
空地緑化		表示板の設置に係る費用	補助対象経費の1/2 以内の額とし、緑化対 象面積に1㎡当たり 1.5万円を乗じて得 た額を限度とする。
駐車場緑化			補助対象経費の 1 / 2 以内の額とし、緑化対 象面積に 1 ㎡当たり 2 万円を乗じて得た額を 限度とする。
生垣設置	延 長 が 1 5 m 以上	生垣の設置及び第10条の 表示板の設置に係る費用	補助対象経費の1/2以内の額とし、生垣の延長に1m当たり5千円を乗じて得た額を限度とする。

注意 緑化面積の算出に当たっては、都市緑地法施行規則(昭和49年建設省令第 1号)第9条第1号並びに第2号のイ、ロ及びホ並びに豊田市緑化地域制度実 施要綱第3条、第4条及び第7条から第9条までに規定する面積の算出方法に よること。

別表第2 (第4条及び第5条関係)

補助対象規模、補助対象経費及び補助金額

緑化事業 の 区 分	補助対象 規模	補助対象経費	補助金額
屋上緑化	1 敷 地ののが1 のが1 のが1 のが1 のが1 のが1 のが1 のが1 のが1 のが1	緑るち栽(土材を水園第示係化工、基土、及含施路1板る事事植盤壌土びむ設整0の費業費栽盤、壌防。整備条設用係う植備量良層灌、び表に	組織申請の場合は、補助対象経費の 6/10以内、個人申請の場合は、補助対象経費の5/10以内の額とし、
壁面緑化			個人申請の場合は、緑化対象面積に1 ㎡当たり3万円を乗じて得た額を限度 とする。組織申請の場合は、緑化対象 面積に1㎡当たり3. 6万円を乗じて 得た額を限度とする。
空地緑化			組織申請の場合は、補助対象経費の 6/10以内、個人申請の場合は、補助対象経費の5/10以内の額とし、 個人申請の場合は、緑化対象面積に1 ㎡当たり1.5万円を乗じて得た額を 限度とする。組織申請の場合は、緑化 対象面積に1㎡当たり1.8万円を乗 じて得た額を限度とする。
駐車場緑化	1 敷地 の緑が50 m ³ 以上		組織申請の場合は、補助対象経費の 6/10以内、個人申請の場合は、補助対象経費の5/10以内の額とし、 個人申請の場合は、緑化対象面積に1 ㎡当たり2万円を乗じて得た額を限度 とする。組織申請の場合は、緑化対象 面積に1㎡当たり2.4万円を乗じて 得た額を限度とする。
生垣設置	1 敷 地 の延長が 5 m以上	生垣の設置及 び第 1 0 条の 表示板の設置 に係る費用	組織申請の場合は、補助対象経費の 6/10以内、個人申請の場合は、補助対象経費の5/10以内の額とし、 個人申請の場合は、対象生垣の延長に 1m当たり5千円を乗じて得た額を限 度とする。組織申請の場合は、対象生 垣の延長に1m当たり6千円を乗じて 得た額を限度とする。

注意 緑化面積の算出に当たっては、都市緑地法施行規則9条第1号並びに第2号のイ、口及びホ並びに豊田市緑化地域制度実施要綱第3条、第4条及び第7条から第9条までに規定する面積の算出方法によること。

別表第3 (第4条及び第5条関係)

補助対象規模、補助対象経費及び補助金額

緑化事業の 区 分	補助対象 規模	補助対象経費	補助金額
屋上緑化	1 敷 地 の緑化面 積が2 m ²	緑化事業に係る工事費 のうち、植栽、植栽基 盤 整 備 (土 壌 、 軽 量	組織申請の場合は、補助対象経費の9/10以内、個人申請の場合は、補助対象経費の8/10以内の額とし、個
壁面緑化	以上	土、土壌改良材及び防根層を含む。)、灌水施設整備、園路整備及び第10条の表示板の設置に係る費用	人申請の場合は、緑化対象面積に1㎡当たり4.8万円を 乗じて得た額を限度とする。
空地緑化			組織申請の場合は、緑化対象 面積に 1 ㎡当たり 5 . 4 万円 を乗じて得た額を限度とす る。
駐車場緑化	1 敷 地 の緑が50 ㎡以上		組織申請の場合は、補助の場合は、内象の場合は、内象のののののののののののののののののののののののののののののののののののの
生垣設置	1 敷 地 の延長が 5 m以上	生垣の設置及び第10 条の表示板の設置に係 る費用	組織申請の場合は、補助対象経費の9/10以内象とは、相談の場合は、内象と生物の場合の場合は、明報を担め、明報を担め、明報を担め、明報を担め、明報をは、明報をは、明報をは、明報をは、明報をは、明報をは、明報をは、明報をは

注意 緑化面積の算出に当たっては、都市緑地法施行規則 9 条第 1 号並びに第 2 号のイ、ロ及びホ並びに豊田市緑化地域制度実施要綱第 3 条、第 4 条及び第 7 条から第 1 0 条までに規定する面積の算出方法によること。

別表第4 (第4条及び第17条関係)

評 価 項 目

評価項目	優 良 な 緑 化 の 要 件
公 開 性	○ 次のいずれかに該当すること。 1 求めに応じ、緑化施設が存在する敷地等に不特定多数の者を立ち入らせることができること。 2 市ホームページにおける氏名、住所(町名に限る。)及び工事完了後の写真の公開並びに年1回の市ホームページ更新用写真データの提出に同意できること(個人宅に係る申請に限る。)。 3 緑化施設の状況を、自身のホームページ等で公開できること(ただし、補助金の交付を受けてから5年間は、最低6月に1回の頻度で更新を行うこと。)。 4 生垣設置の場合、公道に50%以上接していること。
面積又は延長	各緑化にあっては、緑化面積の合計が150㎡以上である こと。また、生垣設置にあっては、延長が75m以上であ ること。
緑 化 率	緑化面積を敷地面積で除した割合が、15%以上であること。
植 栽 率	植栽面積を緑化面積で除した割合が、25%以上であること。

注意 評価項目のうち、面積又は延長、緑化率及び植栽率にあっては、既設の緑化施設の面積等を合算して計算することができるものとする。

別表第5 (第6条、第8条及び第11条関係)

添付書類及び必要部数

		ı	Γ
手続の種類	交 補 付 <u>-</u> .	承計	実
ナ杭り性類		認画	績
添付書類及び必要部数	申申	申 変	報
	請金	請更	告
会員名簿 (様式第11号)	3 部 ※注 3	3 部 ※注 3	3 部 ※注 3
	3部	3部	3 部
事業計画・実績書(様式第12号)	計画書	計画書	実績書
樹種総括表 (様式第13号)	3 部	3 部	3 部 ※注 4
事業費総括表(様式第14号)	3 部	3 部	3 部 ※注 4
事業費内訳明細書(様式第15号)	3 部	3 部 ※注 5	3 部 ※注 4
事業費を証する書類(見積書等)	3 部	3 部 ※注 5	3 部 ※注 4
事業に係る図面(計画平面図、緑化構造図等)	3 部 ※注 6	3 部 ※注 6	3 部 ※注 6
表示板設置届出書(様式第16号)	3 部	3 部 ※注 4	3 部 ※注 4
事業場所の位置図	3 部	_	_
事業場所の現況写真		_	_
管理者が管理義務を負う旨の取決め書		_	_
敷地等の所有者の事業承諾書	3 部 ※注 8	_	_
納税証明書(市税の完納が証明されているもの)	1 部	_	_
定款、寄附行為、規約その他これらに類するもの	1 部 ※注 9	_	_
申請代表者への委任状等	1 部 ※注 9	_	_
法人登記簿	1 部 ※注10	_	_
事業の着手前、施工中及び完了後の写真	_		3 部
表示板の設置が確認できる写真	_	_	3 部
市ホームページ公開用写真データ	_	_	1 部
事業費用の支払領収書の写し又はそれに類するもの	_	_	1 部
その他市長が必要と認める書類	1 部	1 部	1 部

- 注1 緑化面積が50㎡未満(生垣設置にあっては延長15m未満)の申請の場合 は、添付書類の必要部数を全て1部とします。
- 注2 組織申請の場合は、会員名簿(様式第11号)を除く全ての添付書類を、敷地(申請箇所)ごとに作成してください。
- 注3 申請者が、法人以外の団体(組織申請、地域住民による任意団体等)の場合 に添付してください。
- 注4 補助金交付申請又は計画変更承認申請の内容と相違がある場合に添付してく ださい。
- 注5 事業費に変更が生じる場合に添付してください。
- 注6 図面上で敷地面積、樹種名とその樹高及び本数、緑化面積(既存の緑化面積 を含みます。)並びに植栽基盤の面積等が確認できるように(面積算出の計算 式も記入します。)作成してください。

敷地面積については、他にそれを確認できる資料がある場合は、当該資料の添付に代えることができるものとします。

また、実績報告後の完了検査時までに、実施場所に図面上の面積計算の始点及び終点となる目印を設置してください。

なお、傾斜した場所に芝等を施工する場合には、緑化面積は水平投影面積で 算出し、実際の施工面積は傾距離で算出することから、事業費に計上した芝等 の面積が緑化面積を大きく上回る場合には、水平投影面積及び斜距離による面 積の2通りを記載してください。この場合、面積計算の始点及び終点は同じ点 とします。

- 注7 管理者と申請者が異なる場合に添付してください。
- 注8 申請者が緑化施設の存する敷地等の所有者と異なる場合に添付してください。
- 注9 申請者が法人又は団体(組織申請、地域住民による任意団体等)の場合に添付してください。
- 注10 申請者が法人の場合に添付してください。